

取 消

大阪府公安委員会告示第 440 号

行政手続法（昭和 5 年法律第 88 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、
次のとおり聴聞を行う。

令和 8 年 10 月 8 日

大阪府公安委員会



1 聴聞の期日

令和 8 年 10 月 21 日

2 聴聞の場所

大阪府門真市一番町 23 番 16 号

大阪府警察本部交通部門真運転免許試験場内

聴聞会場